

(総合点数)

- 第1条 資格審査における総合点数は、建設工事の種類(以下「業種」という。)ごとに、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項に規定する総合評定値及び次項から第7項までの規定(第4項の規定に該当する場合には、第6項の規定を除く。)により算定した点数の合計点とする。
- 2 前年の12月末日までの3年間において工事成績評定通知を受けた者の当該取得した業種ごとの工事成績評定点の平均点(少数点以下は切り捨てた点数。以下「平均点」という。)が、第1号に該当する場合は当該業種ごとに同号に定める点数を加点し、第2号に該当する場合は当該業種ごとに同号に定める点数を減点するものとする。
- (1) 65点以上の場合 当該平均点から65点を減じた点数に2.0を乗じて得た点数(小数点以下を四捨五入した数値)
- (2) 65点未満の場合 65点から当該平均点を減じた点数に2.0を乗じて得た点数(小数点以下を四捨五入した数値)
- 3 除雪業務委託業者については、「土木一式」の数値に10点を加点するものとする。
- 4 国際標準化機構(ISO)の認定した審査登録機関から品質システムの規格(ISO9000S)又は環境管理システムの規格(ISO14000S)の認証を取得した場合は、登録業種すべてに15点を加点するものとする。
- 5 市内業者が合併等を行った場合は、舞鶴市内建設業者の合併等に関する特例措置要領(平成20年12月24日制定。以下「合併等特例措置要領」という。)に基づき加点するものとする。
- 6 特定非営利活動法人KES環境機構の定めたKESのステップ1の認証を取得した場合は5点、ステップ2の認証を取得した場合は10点を登録業種全てに加点するものとする。
- 7 不当要求防止責任者を選任し、京都府公安委員会の責任者講習の受講を完了している場合は、登録業種全てに5点を加点するものとする。
- 8 京都府保護観察所に協力雇用主として登録し、保護観察対象者等を常時雇用している場合は、登録業種全てに5点を加点するものとする。
- (平成13年4月・平成20年6月・平成20年12月・平成23年4月・平成27年5月・一部改正)

(等級ごとの基準評点等の設定)

第2条 等級ごとの基準評点は次のとおりとする。

等級	基準評点
A	800以上
B	700以上
C	600以上
D	550以上
E	550未満

- 2 業種及び等級ごとの発注標準は別に定める。
- (平成28年6月1日・一部改正)

(格付けの基準)

第2条の2 当該年度の資格審査における格付けは、当該年度の総合点数並びに前年度の資格審査に係る格付け及び総合点数に基づき決定するものとする。

2 合併等特例措置要領に基づく資格審査における格付けは、当該格付け時における総合点数並びに当該格付けの属する年度の前年度の資格審査に係る格付け及び総合点数に基づき決定するものとする。

3 合併等特例措置要領に基づく資格審査における格付けの属する年度の翌年度の資格審査における格付けは、合併等特例措置要領に基づく資格審査に係る格付け及び総合点数を前年度の資格審査に係る格付け及び総合点数とみなして、第1項の規定により決定するものとする。

(平成20年12月・平成23年4月・一部改正)

(昇格基準)

第3条 2年連続して基準評点以上となった場合(2年目)には昇格とする。ただし、2等級以上の昇格は行わない。

2 競争参加資格の停止等不誠実な行為があり、その状態が継続している場合は昇格させない。

(平成20年12月・平成23年4月・一部改正)

(降格基準)

第4条 基準評点未滿となった場合に注意期間の認定をする。2年連続して基準評点未滿となった場合(2年目)には降格とする。ただし、2等級以上の降格は行わない。なお、当該降格基準により降格した場合は、降格の翌年度に従前の等級の基準評点以上となった場合に限り、従前の等級に復帰する。

(平成23年4月・一部改正)

(新規登録基準)

第5条 新規業者については、最下位等級に格付するものとする。

(再登録基準)

第6条 再登録業者(未登録から2年以内に限る)は、再登録年度は基準評点における該当ランクの1ランク下の等級または従前の等級のうち低い方の等級に格付する。ただし、従前の等級より低い等級となった場合において、翌年度又は翌々年度に従前の等級の基準評点以上となった場合は従前の等級に復帰する。

(昇格条件)

第7条 指定建設業(土木一式工事業、建築一式工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業)におけるA等級昇格については、特定建設業の許可を取得していることを要件とする。また、要件を満たさなくなった場合は、B等級へ降格するものとする。

なお、当該年度の入札参加資格審査結果通知日を経過している場合の昇格及び降格は、特定建設業の許可の取得又は取消しの事実を確認した月の翌月の1日からとする。

(平成12年6月・平成15年4月・一部改正)

(適用関係)

第8条 本資格審査基準のうち基準評点以外の基準は、市外業者には適用しない。

附 則

この基準は、平成10年6月1日の資格審査から適用する。

附 則

この基準は、平成11年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成12年6月1日から適用する。
- 2 第7条の適用について、従来からAランクに格付されており、平成12年4月1日時点において、まだ特定建設業の許可を受けていない業者は、3年間の経過措置を設けるものとする。
- 3 建築一式のAランクの格付については、従来の基準を大幅に見直したため、過去の実績を勘案し格付するものとする。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成17年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年4月16日制定)

この基準は、平成20年4月16日から適用する。

附 則(平成20年6月5日制定)

(施行期日)

- 1 この基準は、平成20年6月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第1条第2項の規定は、平成20年7月1日以降の入札に付した工事に係る工事成績について適用し、同日前の入札に付した工事に係る工事成績については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月24日制定)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月9日制定)

この基準は、平成21年4月9日から適用する。

附 則(平成23年4月15日制定)

(施行期日)

- 1 この基準は、平成23年4月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第1条第1項、第2項、第4項、第6項、第7項、第2条の2第1項、第2項、第3条第1項及び第4条の規定は、平成24年度以降の資格審査について適用し、同年度前の資格審査については、なお従前の例による。

附 則(平成27年5月8日制定)

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年5月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第1条第2項、第7項及び第8項の規定は、平成28年度以降の資格審査について適用し、同年度前の資格審査については、なお従前の例による。

附 則(平成28年6月1日制定)

この基準は、平成28年6月1日から施行する。